

「茨城県立茨城東高等学校運動部活動に係る活動方針」

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部活動の指導に係る義務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動を図っていく。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問指導に係る業務等について、理解と協力を促す。

2 適切な運営のための体制設備

- 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部の月間活動計画を、生徒及び保護者に周知するとともに学校ホームページに掲載し、公表する。
- 運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 各運動部は、適切な時間で、合理的かつ効率的・効果的に活動する。
- 各運動部は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止のため、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。

4 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり1日以上休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合及び休養日と大会参加等が重なった場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。（←すでに記載済み）

5 運動部活動の活動時間と朝の活動

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。
- 原則として、朝の活動は行わない。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や学校に設置していない高体連種目の選手が各種大会に参加する場合は、状況に応じて体制作りを行う。
 - ・学校の実情に応じて、合同チームの推進及び部活動指導員等の積極的な活用を図る。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

8 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、4 適切な休業日等の設定」について準じた取扱いをする。